資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千六百五十万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十一月十八日であり、株主総会の決議は、平成二十六年十月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tradershd.com/

平成二十六年十月十七日

東京都港区浜松町一丁目一〇番一四号

トレイダーズフィナンシャル株式会社

代表取締役　北村　智紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二百四十八万円減少することといたしました。

効力発生日は平成二十六年十二月一日であり、株主総会の決議は平成二十六年十月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社には、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十月十七日

東京都墨田区緑二丁目一七番二号

有限会社みどり

代表取締役　島田　直弥

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は平成二十六年二月二十一日付官報（号外第三十五号）八十八頁に公告しています。

平成二十六年十月十七日

東京都港区芝一丁目九番二号

株式会社鈴高ホールディングス

代表取締役　鈴木達比古

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十月十七日

石川県羽咋郡志賀町福浦港ミの二〇番甲一地

能登金剛遊覧船有限会社

代表取締役　木谷　健治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五千七百七十一万八千五百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十六年十月十七日

大阪市中央区農人橋一丁目一番二二号

ミネルヴァ・ホールディングス株式会社

代表取締役　中島　成浩

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億二千二百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

プロロジス・ジェイエフ・サブ有限会社

取締役　田所　広有

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十六年十月十七日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一一F

株式会社NEXT　LEVEL

代表取締役　竹井　佑介

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月三日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十月十七日

横浜市港北区新横浜三丁目八番地一二

株式会社丸八ホールディングス

代表取締役　瀧口　陽夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十月十七日

横浜市戸塚区戸塚町二八四四番地

株式会社相模鋼材商会

代表取締役　大畑　攝子

限定承認公告

本籍東京都板橋区常盤台四丁目七番、最後の住所東京都板橋区板橋二丁目六四番二―四〇八号

被相続人　亡　岩田　隆好

右被相続人は平成二十五年十二月二十五日死亡し、その相続人は平成二十六年十月六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日

北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村一〇六番地一

限定承認者　岩田　信子

限定承認公告

本籍千葉市中央区新田町一三七番地、最後の住所千葉市若葉区都賀五丁目一番一〇号　アイボリーハイツ二〇五

被相続人　亡　福田　和由

右被相続人は平成二十六年六月二十一日ころから三十日ころまでの間死亡し、その相続人は平成二十六年十月七日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日

千葉県柏市逆井四丁目二八番二二号

限定承認者　渡辺　明

限定承認公告

本籍滋賀県米原市顔戸九五二番地一、最後の住所滋賀県米原市顔戸九五二番地一

被相続人　亡　古野　昭雄

右被相続人は平成二十六年四月二十日死亡し、その相続人は平成二十六年十月六日大津家庭裁判所長浜支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日

滋賀県米原市顔戸九五二番地一

限定承認者　古野　静代

限定承認公告

本籍福岡県田川市大字弓削田一五二八番地

四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　宮原　創志

右被相続人は平成二十五年十二月十九日死亡し、その相続人は平成二十六年十月八日福岡家庭裁判所田川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日

福岡県田川市大字弓削田一五二八番地四

相続財産管理人　宮原ひとみ

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の第一回新株予約権、第二回新株予約権、第三回新株予約権、第四回新株予約権及び第五回新株予約権のうち、行使条件を充たさなくなった者が有するもの（第一回新株予約権二十個、第二回新株予約権二十二個、第三回新株予約権四個、第四回新株予約権二十二個、第五回新株予約権十八個）

二、取得の日　平成二十六年十一月一日

平成二十六年十月十七日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号

株式会社フィナンシャル・エージェンシー

代表取締役　齋藤　正秀